

(平成31年第1回豊中市伊丹市クリーンランド議会定例会)

【施設使用料について】

(一問目)

予算の概要P. 2に「受益者負担の適正化の観点から、新ごみ焼却施設の処理単価確定後、平成32年度当初を目途にごみ処理施設使用料の改定に取り組みます。」と記載があります。ごみ処理施設使用料は、新ごみ焼却施設の処理単価の額に合わせるという理解でよろしいでしょうか。また、平成32年度当初を目途に改定に取り組むとは、改定作業に取り組み始めるのが、平成32年度ではなく、平成32年度当初に改定するという理解でよろしいでしょうか。また、何故、平成32年度当初と言わず、平成32年度当初を目途にと時期を曖昧にされているのでしょうか。さらに、以前の答弁で、「平成31年度に新ごみ焼却施設の処理単価確定後、豊中市の条例改正や両市の商工会議所、許可業者や事業者への説明会などの周知期間が必要になる」とありましたが、条例改正や説明会の準備はどの程度、進められているのでしょうか。豊中市の条例改正や説明会の今後のスケジュールについても詳しく教えてください。

<答弁>

施設使用料の改定については、施設利用者に処理経費に見合った額を負担していただくという前回改定時の方針を継続して検討を行ってまいります。改定額につきましては、新ごみ焼却施設での処理単価が確定してから算出を行いますが、新ごみ焼却施設の処理単価と併せてリサイクルプラザの不燃ごみの処理単価も含めて算出することになります。改定にあたりましては、事業者の皆様への丁寧な説明を通してご理解をいただくことが何より大切であり、十分な周知期間を設けながら進めていく必要があることから、平成32年度当初の改定をめざし、次年度改定業務に取り組んでまいります。

(二問目)

平成32年度当初の改定を目指し、取り組んでいくとの答弁でしたが、平成32年度当初に改定すると断言(明言)して頂きたいと思うが、できないのか?参考までに、施設利用者に処理経費に見合った額を完全に負担して頂くように施設使用料を改定したら、どれくらいの歳入増につながる(クリーンランドの負担軽減)になると想定されるのか、おおよその額でよいので教えてください。

<答弁>

施設使用料につきましては、クリーンランドでは、次年度に改定へ向けた準備を行い、平成32年度当初に改定を実施する考えです。

お尋ねの効果額につきましては、平成30年度の決算数値の確定後にお示しできることとなりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(意見・要望)

廃棄物処理法の排出者責任の考え方からすると、施設使用料を処理単価と同額に設定することは、当然のことです。むしろ、これまで減免や激変緩和措置等により、事

業者が排出していた廃棄物の処理費の一部を両市民が負担させられ続けてきた訳で、一日も早く受益者負担の適正化を果たして欲しいと思います。正直、現行の施設使用料に改定されたのが平成24年で、その際に激変緩和措置をとって、本来、あげるべき金額の半分しか上げないまま今日に至っており、平成32年度当初を目途にごみ処理施設使用料の改定を目指すということは、遅いくらいだという認識で取り組んで頂きたいと思います。それでも、ようやく改定がされるということですので、くれぐれも更なる先延ばしや、新たな激変緩和措置や減免の設定などは絶対に講じず、必ず、平成32年度当初には、施設使用料の適正化を図り、両市民の不必要な税負担を止めて頂くことを強く要望しておきます。

【プラスチック製容器包装の処理について】

(一問目)

プラスチック製容器包装の処理についてお伺いします。平成31年度予算の概要P.2に「リサイクルプラザでは、引き続き、資源化率の向上や豊中・伊丹両市と連携した搬入物の一層の適正化に向けた取り組みを充実します。」とあります。昨年の決算審査の際に、平成29年度に両市から搬入されたプラスチック製容器包装の適合率は86.7%とのことですが、ここ数年の推移を教えてください。さらに、豊中市、伊丹市それぞれの適合率の推移も教えてください。

また、容器包装リサイクル協会からは、プラスチック製容器包装の搬出品については、容器包装比率で90%以上であることを求められていると思いますが、豊中・伊丹両市と連携し搬入物の一層の適正化に向けて取り組まれた結果、両市から搬入されるプラスチック製容器包装の適合率が90%を超えるようになれば、リサイクルプラザで行っている手選別業務は不要になるという認識でよろしいのでしょうか。もしそうであれば、両市の環境部に対して、リサイクルプラザで行っている手選別業務にかかる費用の額を示し、プラスチック製容器包装の適合率が90%を超えれば、その経費が不要になると広報や周知、啓発に努めてもらってはどうかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

両市との協働によるプラスチック製容器包装の搬入物検査は平成28年度から開始され、平成28年度平均は85.88%、平成30年度は12月現在で91.55%と着実に向上しております。また、両市それぞれの検査結果は、豊中市では平成28年度平均で84.97%、平成29年度は86.49%、平成30年度は90.89%であり、伊丹市は、同86.89%、89.15%、92.20%となっております。

また、日本容器包装リサイクル協会で実施される、プラスチック製容器包装ペール品質検査では、容器包装比率が90%以上であればAランクとなり、クリーンランドから搬出されたプラ製容器包装は、(株)きるとで手選別作業による異物除去の業績によるところも大きく、常に90%以上の評価をいただいています。

しかし、現在もプラ製容器包装の手選別ラインには、医療系廃棄物をはじめ、火災発生の原因となっている充電式電池やそれを内蔵する小型家電製品の混入が多くなっており、容器包装リサイクル協会から指摘を受けている状況です。

これらのことから、適合品比率は量的な側面から品質レベルを示すひとつの指標とはなりますが、90%以上を維持でき、100%に近づいてきたことで了とすることなく、質的な面も併せて常により高い品質の確保をめざして、引続き手選別業務での異物除去に努めていくとともに、搬入物検査の継続と合わせ、市民への適正な分別排出への協力を周知してまいります。

(三問目)

日本容器包装リサイクル協会で実施される品質検査で、容器包装比率が90%以上であればAランクとなるとのことでしたが、90%のAランクと100%のAランクでは、自治体にとってのメリット、デメリットで何か違いや差はあるのでしょうか。適合率が90%を超えたから良ではなく、より高い品質の確保を目指して、手選別業務での異物除去に努めるとのことですが、クリーンランドとしては、両市から搬入されるプラスチック製容器包装の適合率が常に100%を維持されるまで手選別業務は必要と考えておられるのでしょうか。同じAランクであれば、適合率の差で、何のメリットやデメリットもないのであれば、両市から搬入されるプラスチック製容器包装が90%を超えているのであれば、経費削減のために、手選別業務の縮小や見直しを考えるべきではないかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。現行、再生資源ごみのなかで、最も再資源化の収支赤字の大きいプラスチック製容器包装の経費の削減に対して、全く問題意識も取り組もうとする意気込みも感じられないのですが、どのように考えておられるのかについても見解をお聞かせください。適合率が90%を超え、ランクの状態でも搬入していても、容器包装リサイクル協会を通しての再商品化の割合は7割にも満たない状況にあるにもかかわらず、それでも更に経費を費やして(両市民の血税を投入して)、少しでも適合率を高める必要性は全く感じられませんが、見解をお聞かせ下さい。さらに、プラスチック製容器包装の手選別ラインでは、医療系廃棄物をはじめ、火災発生の原因となっている充電式電池等の混入が多くなっていると、容器包装リサイクル協会から指摘を受けているとのことですが、適合率が90%を超えているにもかかわらず、(株)きるとの従業員の方々にそのような危険な作業を強いることに対するクリーンランドの認識をお聞かせください。そもそも、プラスチック製容器包装を分別回収するからこそ、そのような危険物の混入が問題になり、更には、手選別ラインで働いておられる方々に怪我や事故の危険を伴わしているという認識はないのでしょうか、その点についても見解をお聞かせください。

<答弁>

プラスチック製容器包装の分別収集は、環境負荷低減を旨とした両市の施策であり、クリーンランドは、それを受けて一定の品質を確保して処理、搬出することが使命でございます。(株)きるとは、障がい者の一般就労の場として、安定的な雇用の創出に功績を残している企業です。

クリーンランドで選別し、搬出を行ったプラスチック製容器包装の適合品比率が90%以上の評価を受けているのも、環境負荷低減に取り組む事業者として、リサイクルに適した良好な材料を提供するという役割と責務をクリーンランドと共有しながら、手選別で異物除去に取り組まれている(株)きるとの業績によるところも大きく、その最も

重要な手選別業務を縮小等に見直すことは考えておりません。

また、注射針や充電式電池など、怪我や火災の原因となる禁忌品の混入による、手選別業務に従事する作業員の安全確保に努めることもクリーンランドの責務であると認識しており、両市とともに市民啓発に努めてまいります。

併せて、作業従事者の負傷等を防止できるよう安全対策を講じながら、快適な職場環境を確保し、生き生きと活躍できるよう、支援してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

両市民の分別に対する意識や協力姿勢の高さは、適合率の上昇傾向や、今年度には、A ランク評価に相当する90%以上を達成されていることなどから、素晴らしいことだと思います。また、(株)きるとの事業者としての取り組みや実績についても高く評価すべきだと思います。とはいえ、一方で、プラスチック製容器包装の処理にかかる費用を少しでも抑制することを無視や度外視してはいけないと思います。私はそもそもプラスチック製容器包装の分別処理が非効率、無駄だと思っていますが、実施し続けるにしても、両市からの搬入がコンスタントに90%を超えれば、A ランクの評価は受けられるわけですので、手選別の経費を抑制するとか、更に両市から搬入されるプラスチック製容器包装の適合率を高めるために、両市民に対して、分別が困難だったり、分かりにくい、面倒であれば、可燃ごみとして排出することを推奨するなど、何らかの取り組み姿勢を見せて頂きたいと強く要望しておきます。加えて、手選別をする必要がなくなれば、(株)きるとの従業員の方々の安全確保も考える必要がなくなる、危険性がなくなることも十分考慮すべきだと意見しておきます。

【第一義とする取り組みについて】

(一問目)

予算の概要P. 1に、「両施設が市民に信頼される基盤施設となるよう、施設の安全安心で効率的・効果的な稼働・運営を第一義とする取り組みを進めます。」とあります。第一義とはどのような意味で用いられているのでしょうか。私は、効率的・効果的な稼働・運営を第一義として、これまでに幾度となく、プラスチック製容器包装のサーマルリサイクルを求めてきましたが、これまで、「温室効果ガス排出量の削減などを通じた環境負荷の低減に向けた取り組みが、より優先されるもの」と繰り返し、答弁されてきたと思いますが、平成31年度予算編成の基本的考え方に述べられていることと矛盾しているのではないのでしょうか、見解をお聞かせ下さい。また、同ページの予算編成の重点事項では、「低コストで安定的な施設運営を担えるよう取り組みます。」との記載もありますが、低コストで安定的な施設運営に努めるのであれば、プラスチック製容器包装は高コストな現行のリサイクルではなく、サーマルリサイクルの方が適していると思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

クリーンランドは、豊中伊丹60万市民にとって唯一の廃棄物中間処理施設として、一日も欠かすことのできない重要な社会基盤施設であり、安全、安心、また安定的に

施設を稼働させることが、クリーンランドが担う第一義すなわち基礎基本となる使命であります。そして、その実現に向けては、効率的、効果的な施設運営が重要な視点になるとともに、定期補修工事の着実な実施など、職員の技術・技能の習熟度や技術力の向上をととし、低コストで安定的な施設運営に繋げることも重要です。

また、施設の安全安心、安定稼働の確保とともに、環境基準の遵守はもとより、環境保全や環境負荷低減に向けた弛まぬ取り組みを通して、循環型社会形成に寄与することが、クリーンランドに課せられた大きな使命であり、この二つの使命を車輪の両輪として、市民に愛され信頼される基盤施設を目指してまいります。

循環型社会形成への寄与というクリーンランドが果たすべき使命とともに、循環型社会形成推進基本法が定める、第1の発生抑制から再使用、再生利用、熱回収、そして適正処分という処理の優先順位に沿い、プラスチック製容器包装については、処理方法によるコスト差はありますが、限りある資源の有効利用や、温室効果ガス排出量の削減などを通し、環境負荷の低減に繋がるよう今後も継続して再生利用の取り組みを推し進めてまいります。

(二問目)

プラスチック製容器包装の各市の適合率、各地域の適合率など詳細なデータを両市と共有し、的確かつ厳格に適合率の向上、改善に向けた取り組みを両市に働きかけるべきではないかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。また、両市民が手間をかけて、さらには、両市が高額な税金を負担して、分別しても、未だに、容器包装リサイクル協会を通しての再商品化の割合は、平成28年度で66.74%と、全体の1/3はリサイクルされていない状況にあり、そんな状況にあつて、法律上は単なる努力義務である容器包装リサイクル法に従って、市民が手間や税負担を強いられる必要性がどこにあるのか、教えて下さい。さらに、クリーンランドでは、昨年度、約15万トンの可燃ごみの20%、約3万トンのプラ・ゴム類が焼却処理されています。3万トンの全てがプラスチックごみではありませんが、昨年度搬入されたプラスチック製容器包装の量約5300トンをはるかに超える量のプラスチックごみを焼却処理したことになります。プラスチック製容器包装とプラスチック製品は、ほぼ同じ材質で、焼却処理した場合の環境負荷、温室効果ガスの排出量に違いはないにも拘らず、プラスチック製容器包装だけを多額の税金を使って処理する理由を教えてください。もともと不燃ごみとして処理していた(プラスチック製容器包装とほぼ材質が同じ)プラスチック製品は、焼却処理するようになったのに、それよりも量の少ないプラスチック製容器包装を焼却処理するように変更(転換)できない理由を教えてください。

<答弁>

クリーンランドでは、両市と協働による搬入物検査を実施し、検査結果を共有しながら改善に向けた取り組みを実施しているところでございます。プラスチック製容器包装の処理方法でございますが、平成12年4月に完全施行された「容器包装リサイクル法」では、商品の容器及び包装の製造や利用を行う一定の事業者には再商品化の義務を課すとともに、市町村には容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講じる努力義務を課しております。同法律の趣旨は、家庭から出るごみのうち、容積比で6割を占め

る容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るものです。プラスチック製容器包装については、クリーンランドにおきましては、決して単なる努力義務として捉えるのではなく、クリーンランドの果たすべき使命とともに、法の趣旨に沿い、限りある資源の有効活用や環境負荷低減に繋げることがより肝要であると認識していることから、処理経費の違いはありますが、そのことにより焼却処理に変更することなく、引き続き再資源化事業を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

辞書で調べると、第一義とは、「最も大切な根本的な意義、最も根本となる、一番大切なこと、最重要の目標」とありました。今回の質疑で、「効率的・効果的な稼働・運営を第一義とする取り組みを進めます。」とか、「低コストで安定的な施設運営を担えるよう取り組みます。」とは口だけで、全く、実態が伴っていないことが分かりました。私は、循環型社会形成基本法についてではなく、クリーンランドが「効率的・効果的な稼働・運営を第一義とする取り組みを進めます。」とか、来年度予算編成の重点事項に、「低コストで安定的な施設運営を担えるよう取り組む」ことを挙げられている点について、質問をしたはずですが、循環型社会形成基本法ではなく、重点事項に沿って取り組みを進めるのであれば、具体的な数値で示した通り、プラスチック製容器包装はサーマルリサイクルの方が適していることは明白です。そうでないと仰るのであれば、循環型社会形成基本法の趣旨がどうだとか言うのではなく、具体的な数字を示した上で、プラスチック製容器包装は、サーマルリサイクルよりも、現行のマテリアルリサイクルの方が、効率的、効果的な稼働・運営に適していると答弁、反論すべきではないでしょうか。もしくは、そもそも、「効率的・効果的な稼働・運営を第一義とする取り組みを進めます。」とか、「低コストで安定的な施設運営を担えるように取り組む」などと言わず、「採算性や両市民の方々の税金の負担額よりも、限りある資源の有効活用や環境負荷の低減を最優先して、事業を進めます」と仰るべきではないかと思えますし、実際にそのような事業運営をされていると指摘しておきます。

【剪定枝の再資源化経費について】

(一問目)

予算の概要P. 2に「環境学習プログラムのこれまでの実施・検証・見直し結果を踏まえ、より効果的な学習メニューを提供する」と記載があります。昨年の決算審査で、剪定枝チップ化事業は、3Rの推進と併せて環境学習機能の充実を特徴とした施設設計の一つとして着手した事業との答弁がありました。そこで伺いますが、まず、土壌改良材、豊中市で言うと「とよっぴー」ですが、とよっぴーのことすら知らない市民が多い中で、たとえ、とよっぴーを知っていたとしても、とよっぴーの製造過程でチップを使用していること、そのチップが市内の公園などから出る剪定枝から作られていること、クリーンランドで作られていることを知っている市民はほとんどいないと思います。そもそも、クリーンランドでチップ化事業を行われていることを知る機会、チップ化機械やチップ化している様子を見る機会がほぼありませんが、どこが環境学習といえるのでしょうか、見解をお聞かせ下さい。さらに、チップ化している剪定枝はクリーンランド

で処理している剪定枝全体のわずか5%程度で、ほとんどの剪定枝は、焼却処理している訳で、これのどこが環境学習と言えるのでしょうか、見解をお聞かせ下さい。さらに、問題なのは、環境学習としては全く効果のない取組みに対して、焼却処理すれば、1トンあたり約6800円で処理できる剪定枝を、1トンあたり約85600円、実に12.6倍もの処理経費を投じて(税負担をして)、わざわざチップ化しているのですが、これらのことを踏まえて、予算の概要に記載の通り、環境学習プログラムのこれまでの実施・検証・見直しをして、より効果的な学習メニューに改善する必要があると思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

剪定枝チップ化事業の認識度について、具体的な調査等は行っておりませんが、クリーンランドでは、毎年両市から5千人を越える小学4年生が社会科見学に来場されるなど、年間を通して1万人近くの施設見学利用者があり、来場された皆さんにDVDによる施設説明の中で、剪定枝の処理と利活用状況を上映するほか、見学ルートにおいても土壌改良材の実物展示と映像や説明と併せてとよっぴーを頒布するなど、剪定枝のチップ化事業を紹介しており、来場者数に比例して認識度は徐々に広がっているものと考えております。

また、チップ化している量が処理能力やスペースの関係から、剪定枝総量の一部ではございますが、樹木の活用という視点での環境学習教材の一つとして必要だと考えており、引続きクリーンランドひろばと緑地帯の活用に併せて、環境学習メニューの拡充につなげてまいりたいと考えております。

(二問目)

「効率的・効果的な稼働・運営を第一義とする取り組みを進める」、「低コストで安定的な施設運営を担えるよう取り組む」との考え方からすると、このような高コスト体質のチップ化処理は見直しが必要ではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

剪定枝チップ化事業は、リサイクルプラザ建設時における整備基本計画の中で、3Rの推進と併せて環境学習機能の充実を特徴とした施設計画の一つとして、両市の公園などから出る剪定枝の一部をごみとして焼却するのではなく、チップ化し、土壌改良材としてリサイクルできることを広くPRしていくことを目的に着手した事業であります。

したがって、処理方法によりコスト差は生じますが、豊中市と伊丹市、クリーンランドの三者共同による堆肥活用事業を通じた環境学習事業として、有意な取組みであると認識しており、継続してまいります。

(意見・要望)

剪定枝チップ化事業の認識度について、具体的な調査等は行っておられないにもかかわらず、来場者数に比例して認識度は徐々に広がっていると極めて楽観的な答弁には甚だ疑問です。現時点で、剪定枝チップ化事業の両市民の認知度はどれくら

いなのか早急に調査してください。加えて、剪定枝チップ化事業を環境学習の一環と
言い張るのであれば、剪定枝チップ化事業の市民認知度の目標値を設定するととも
に、具体的に、剪定枝のチップ化による環境負荷の軽減量、温室効果ガスの削減量
などを示すことを求めておきます。加えて、クリーンランドへの施設見学利用者に、剪
定枝の処理と利活用状況の上映や土壌改良材の実物展示や説明、とよっぴーの頒
布などを行っておられるとのことですが、その際に、事実をお伝えするようにして下さ
い。具体的には、チップ化している剪定枝は、クリーンランドで処理している剪定枝の
わずか5%程度で、ほとんどの剪定枝は、焼却処理していること、また、もし剪定枝を
焼却処理すれば、1トン当たり約6800円で処理できるところ、チップ化するには1トン
当たり約85600円と、実に12.6倍もの処理経費を投じていること、さらには、とよっ
ぴーを作るには、1kg当たり約140円かかるが、それを3kg100円、10kg200円、3
00kg3000円、イベント等では、2.5kg100円と、完全な原価割れで販売しているこ
となどを伝えて頂きたいと思えます。その上で、社会科見学に来る小学4年生をはじ
め、年間1万人近くの施設見学者が、剪定枝のチップ化事業が意義のある事業なの
か否か学び、判断して頂くようにして頂かないと、極めてアンフェアかつ行政の自己満
足事業と言わざるを得ません。これらのことを踏まえて、あらためて、剪定枝チップ化
事業の大幅な見直し、改革を強く求めておきます。

【新たな広報媒体の活用について】

（一問目）

新たな広報媒体の活用について伺います。豊中市では、今年度、様々な部局や課
で、公式ツイッターを開設し、広報、情報発信、啓発等をされています。クリーンランド
でも公式ツイッターを開設し、事業の広報、周知、啓発等に活用してはどうかと考えま
すが、見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

クリーンランドではホームページや「ごみ分別アプリ さんあーる」を通じた広報、周知、
啓発等を行っています。ツイッターやフェイスブックについては、アクセス件数が多い豊
中市・伊丹市両市のホームページにおける公式ソーシャルメディアを活用し、施設や事
業等のPRを行っており、より多くの方に閲覧していただいているものと認識していま
すので、お尋ねのクリーンランドでの公式ソーシャルメディアの導入は考えておりません。
なお、ユーチューブについては、施設等の紹介動画の配信を検討中です。
今後も、それぞれの媒体の特徴を踏まえながら、効果的な広報、周知、啓発等を展開
してまいります。

（意見・要望）

豊中市もちろん、広報紙をはじめ、ホームページや公式フェイスブックにより、市
政情報を提供したり、周知、啓発等を行っていますが、残念ながら、今の若い世代は、
それらの情報媒体をほとんど使っていません。加えて、昨年、発生したような地震や
集中豪雨、台風などの自然災害時、さらにはそれに起因する停電等のインフラのトラ

ブルが起こった際にも、タイムリーな情報発信や情報の拡散性などから、ツイッターを活用して情報入手する方がかなりおられます。それを痛感したからこそ、今年の台風21号の発災時の市民への情報発信の課題を踏まえ、広報広聴課が公式ツイッターを開設し、様々な課が追随して開設をしている状況です。また、ご存知かとは思いますが、広報広聴課が開設するよりも前から、豊中市保健所は公式ツイッターを開設し、幅広い情報発信、周知、啓発等を行っておられますが、毎日、職員が交代で、様々な有益な情報、興味や関心を惹く情報を発信されております。クリーンランドも、今回の質疑でも出てきたような搬入される廃棄物の中に不適合物、とりわけ怪我や火災の原因となる禁忌品の混入により、手選別ラインの従業員が怪我の危険にさらされていることや、両市の剪定枝の極一部ではありますが、チップ化して、土壌改良材の原料として活用していること、両市民にプラスチック製容器包装を頑張って分別してもらっていますが、せっかく分別して出してもらっても、そのうちの7割未満しか再商品化されていないことなど、広報や周知、啓発ツールとして、公式ツイッターを開設し、活用を図るべきではないかと意見しておきます。ちなみに、ご答弁で、「ツイッターやフェイスブックについては、アクセス件数が多い豊中市・伊丹市両市のホームページにおける公式ソーシャルメディアを活用し、施設や事業等のPRを行っている」とのことですが、豊中市の公式ツイッターでクリーンランドについての情報が発信されることはほとんどなく、むしろ、豊中市の公式ツイッターは他部局の公式ツイッターで発信された情報をリツイートする形で、他部局の情報を拡散することの方が多いため、豊中市の公式ソーシャルメディアを活用するのであれば、なおさら、クリーンランドとして公式ツイッターを開設し、積極的にツイートして、豊中市の公式ツイッターにリツイートしてもらうことを検討すべきと提案しておきます。